

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
書類が休き
る日には、
当該の翌日
に当たる

第十三条第一項の規定に基いて、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第一項の規定により告示する。

平成五年六月十五日

鳥取県知事 訂正 訂正 訂正 次

三 次

△告示 青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）

保険医の登録（保険課）

土地改良区の役員の就退任（一件）（農村整備課）

県営土地改良事業計画の決定（）

保安林の指定（森林保全課）

保安林の指定の解除（）

保安林の指定の解除予定（四件）（）

遊技機の型式の検定（防犯少年課）

指定番号	種別	題	号	書	類
			巻	石	表示された発行所名
4811	雑誌その他 の刊行物	刺戟		NO.56	北陽出版
4812	"	姫女一気喪失		NO.52	北陽出版
4813	"	紅花散らし		NO.53	北陽出版
4814	"	絶頂人形		C X 1 1	マスコット出版
4815	"	甘い夢飛行		A W - 79	ハラダイス俱乐部
4816	"	唇に火をつけて		C X 1 0	ペラダイス俱乐部
4817	"	さくらんぼ通信 1 9 9 3 . 3	1 4 0 1	3 - 3	大洋図書
4818	"	D I C K 3月号	1 6 5 1	5 - 3	株式会社大洋書房
4819	"	マスカットノート 3月号	0 8 3 4	5 - 3	株式会社大洋書房
4820	"	月刊スマーフ 3月号	1 0 3 3	6 5 - 3	株式会社大洋書房
4821	TOKYOナンバーロード バナナ通信 3月号増刊		1 7 5 9	2 - 3	株式会社ラン出版

鳥取県告示第五百三十九号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十一月鳥取県条例第二十回附）

平成5年6月15日 火曜日

鳥取県公報

4822	"	バナナ通信 4	雑誌 1-759 1-4	株式会社ラン出版
4823	"	つぼみ白書	雑誌 5-815 0-46	シュペール出版株式会社
4824	"	泥棒ガール	雑誌 5-521 0-06	株式会社東京三世社
4825	"	ミセスコレクション VOL.1	雑誌 5-201 0-83	ヒット出版社
4826	"	チ・チ・チ	雑誌 5-201 0-84	ヒット出版社
4827	"	嘆きの健康優良児 III	雑誌 5-775 0-72	富士美出版株式会社
4828	"	揺れてみたいの	雑誌 5-881 1-26	株式会社ワニマガジン社
4829	"	ルナティック・ノーティ 2	雑誌 5-401 1-03	株式会社ふゅーじよんぶらだくと
4830	"	COMICアットーテキ	雑誌 6-138 6-7-6	光彩書房
4831	"	コミックドリフィン 5月増刊号	雑誌 1-374 8-5	株式会社書房
4832	"	コミックスパイズ 6月増刊号	雑誌 0-832 2-6/15	株式会社東京三世社
4833	録画データ	女子校生入学白書	CH-0 0-9	㈱ボン・ネットワーグ

に特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年六月十五日

鳥取県知事 西 尾 四 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
鈴木一則	鳥医第四、七四〇号	平成五年六月一日

鳥取県知事第五百四十一号

土地改良法（昭和三十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基つき、次のとおり西部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年六月十五日

鳥取県知事 西 尾 四 次

鳥取県知事第五百四十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三條、五第一項の規定に基づき、保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並び

退任した役員の氏名及び住所

理事 湯原嘉徳 米子市諏訪二丁目三
" 西村 隆 米子市諏訪二丁目一

理 事 堀 内 繁 義 鳥取市中太路一二九
退任した役員の氏名及び住所

鳥取市美和二二三

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり邑美土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年六月十五日

鳥取県告示第五百三十六号

高塚 一男	西伯郡岸本町大殿六五八
大島 武夫	西伯郡岸本町坂長八四三一一
山浦 喜隆	西伯郡岸本町坂長九二六
小村 弘彦	西伯郡岸本町坂長一七七〇
杉原 芳治	西伯郡岸本町坂長一八二八
美甘 恭雄	西伯郡岸本町岩屋谷二二三
宅野 岩男	西伯郡岸本町岩屋谷三八五一一
岩田 功	西伯郡見町諸木八二
監事	
末次 覚人	米子市八幡二二八
本田 亮弘	米子市福市七九二
和田 亮	西伯郡岸本町坂長一二三七
平成五年五月十日就任 任期四年	

渡辺 宣夫	鳥取市久末二一
谷口 茂	鳥取市久末四五九一一
西尾 武雄	鳥取市古郡家一八一一二
雨河 昇平	鳥取市美和二二九
山田 光雄	鳥取市古郡家一三七
山田 昇平	鳥取市美和二二二
両川 威	鳥取市東大路六四
浦田 義男	鳥取市東大路一二六
谷澤 英一	鳥取市中大路七三
田中 清	鳥取市西大路一一六
田中 治男	鳥取市西大路一一八
谷口 元三郎	鳥取市久末二一九
監事	
谷口 元三郎	鳥取市久末二一九
徳尾 貞昌	鳥取市中太路一二五
平成五年一月二十五日退任	

就任した役員の氏名及び住所

理事 堀内繁義 鳥取市中太路一二九

鳥取市久末二五四

鳥取市古郡家一三七

鳥取市久末四五九一二

谷口 茂

鳥取市久末二五四

鳥取市古郡家一三七

鳥取市久末二五六

鳥取市古郡家一六五

鳥取市美和二二三

西川耕一 鳥取市古郡家一六五

三浦広美 鳥取市美和二二三

山田 昇	鳥取市美和一三七	三 縦覧に供する場所
村上清一	鳥取市東大路六四	
谷澤英一	鳥取市中大路七三	
坂本祥彦	鳥取市西大路一四三	
山根知	鳥取市西大路二二六一一	
浦田義男	鳥取市東大路一二六	
監事 谷口元三郎	鳥取市久末二二九	
徳尾貞昌	鳥取市中大路一二五	

平成五年一月二十六日就任 任期四年

鳥取県告示第五百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業東山地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年六月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書の写し
- 三 縦覧に供する期間

平成五年六月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所
青谷町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定する。

平成五年六月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

東伯郡泊村大字石脇字坪井七九三の四五

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、抲伐による。

で定める標準伐期齢以上のものとする。

天神川地域森林計画

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

平成5年6月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年六月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

三 解除の理由

林道用地とするため

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
倉吉市岩倉字樋ヶ谷一一一三・一一二七・一一四一・一一四三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の除備

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百四十一号

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百四十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年六月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
気高郡青谷町大字山田字母狸ヶ谷六七六（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
- 三 土砂の流出の防備

農道用地の理由

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百四十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年六月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成五年六月十五日

鳥取県告示第五百四十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町神戸上字桑平山三〇八四の四（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 地道用地の理由

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町折渡字庄五郎山七六六の二、七六六の三、七六六の七、

八三五の九、八三五の一〇、字吉渡山九一二の二六、九一二の二七
二 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 三 解除の理由
道路用地とするため

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年六月十五日

鳥取県公安委員会委員長 德 田 韶 同

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	モンスター	京楽産業株式会社
"	ザ・忍者	"
"	C R トランプマスター3	"
"	ソルジャー	マルホン工業株式会社
"	C R エンターナー	"

"	J J リーフ	豊丸産業株式会社
"	ボンバーガール2	"
"	ファーバーキーンII	株式会社三共
"	ファーバーキングII A	"